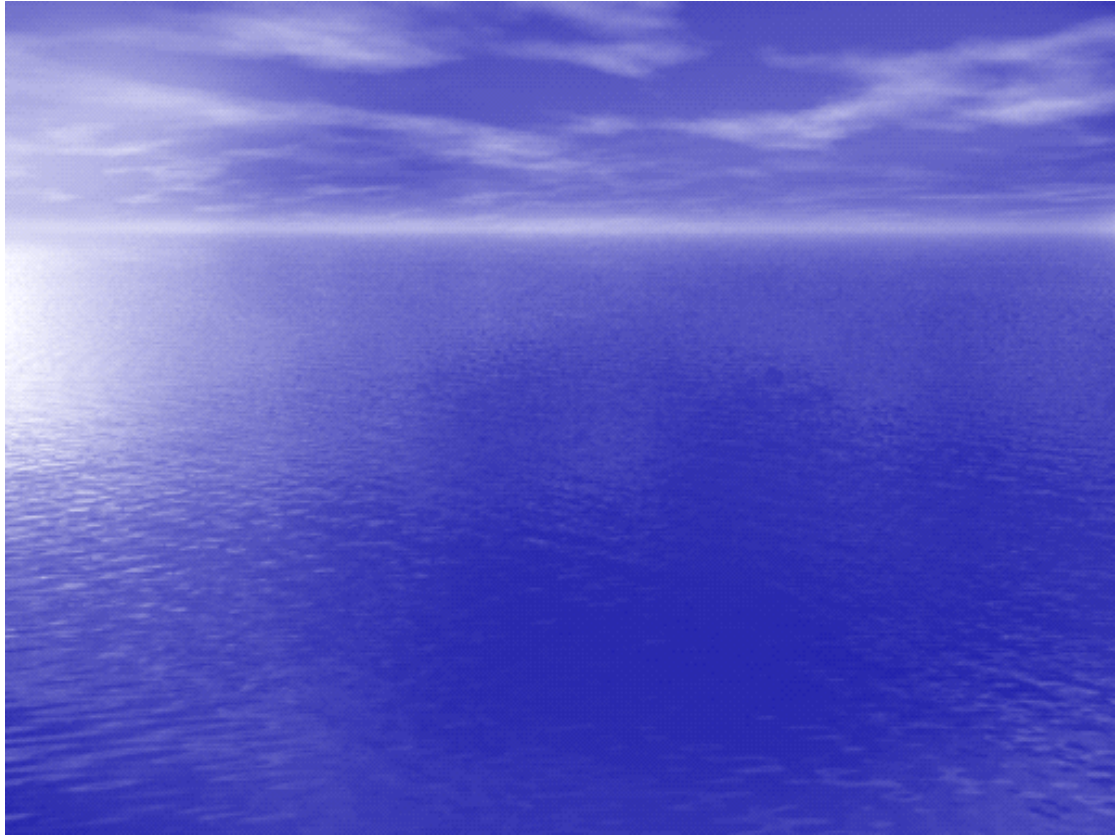


日本バプテスト連盟

**憲法改悪を許さない私たちの共同アクション**  
**憲法講演会**



**あの約束を忘れません**

信仰から日本国憲法を見る  
2007年7月1日(日)目白ヶ丘教会  
八王子めじろ台教会員 井堀 哲(いぼり あきら)

**日本バプテスト連盟 主催**

**北関東・東京・神奈川地方連合 共催**

## 本日の流れ

- 憲法って何だっけ？～現行憲法を知ろう
- 憲法の間人像(メッセージ)
- 聖書の間人観
- 憲法をめぐる世の中の動き
  
- キリスト者として何ができるか

---

---

---

---

---

---

---

---

## 憲法って何だっけ？

- 「憲法を守りましょう」は正しいか？
- 憲法99条(憲法尊重擁護義務)に「国民(私たち)」が抜け落ちているワケ
- 憲法と法律の違い



---

---

---

---

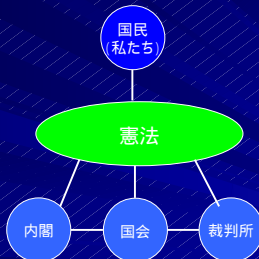
---

---

---

---

憲法とは、国民(私たち)が国家に「守らせる」もの



---

---

---

---

---

---

---

---

## 憲法で一番大切な条文

- 戦争放棄(9条)
- 法の下での平等(14条)
- 信教の自由(20条1項)
- 両性の平等(24条)
- 生存権(25条)
- 財産権(29条1項)
- 国民主権(前文、1条、41条)

---

---

---

---

---

---

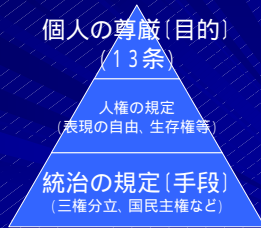
---

---

## 個人の尊厳原理(13条前段) と憲法の体系

- 「すべて国民は、個人として尊重される。」
- 人間はひとりひとりかけがえのない存在

・ありのままの自分でよい。  
国民がありのままの自分でいることを、国家は尊重しなければならない。



---

---

---

---

---

---

---

---

## 最大の人権侵害は？

- ・人と人が殺し合う
  - ・国家によって強制的に殺し合いをさせられる
  - ・もっとも個人の尊厳が無視され、踏みにじられる
- 戦争(WAR)



---

---

---

---

---

---

---

---

## 戦争を防ぐための仕組み～国はどうやって戦争をするのか



■ 軍隊と武力の保持(ハード面)  
武力不保持、戦争放棄  
(9条1項、2項)



・ 愛国心と祀る国家  
(ソフト面)  
政教分離、信教の自由  
(20条1項、3項)

---

---

---

---

---

---

---

---

## 憲法の人間像(メッセージ)

個人の尊厳  
人間の現実  
努力の要請と可能性



---

---

---

---

---

---

---

---

## 個人の尊厳

- 人間はそれぞれ異なり、かけがえのない存在  
(13条)
- 比較することなど、そもそも出来ない。
- やむを得ず平等に扱う(14条)

---

---

---

---

---

---

---

---

## 人間の現実

- 権力を持つと濫用する  
三権分立(41条、65条、76条)
- 富を得ると独占する  
生存権(25条)、労働基本権(27条)
- 都合が悪くなると暴力に頼る  
武力の不保持(9条1項)
- 権力に負けて正しい判断が出来ない  
裁判官の独立(76条3項)
- ひとりでは何も出来ない  
団結権(28条)、集会結社の自由(21条1項)

---

---

---

---

---

---

---

---

## 努力の要請と可能性

- 他人も自分と同じようにかげがえのない存在だと  
して尊重する  
公共の福祉「他人の権利と衝突」(12,13条)等
- 過去を顧みて反省する  
「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こること  
のないように決意し」(前文1項)等
- 他人を信頼することが出来る  
「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」(前  
文2項)等
- 言葉と知恵を用いて話し合いで解決する  
国会は最高の審議決機関(41条、43条)等

---

---

---

---

---

---

---

---

## やさしいことばで日本国憲法



---

---

---

---

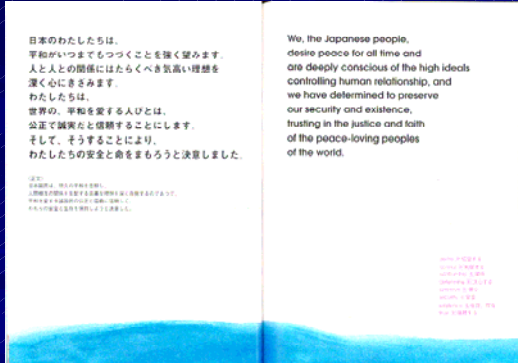
---

---

---

---

## 公正で誠実だと信頼することにします



---

---

---

---

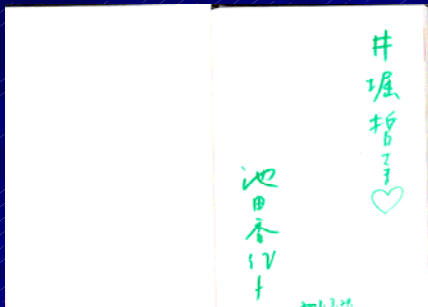
---

---

---

---

## 池田香代子さんのサイン



---

---

---

---

---

---

---

---

## 憲法のメッセージ(まとめ)

- 人間は、誰でも、ありのまま、最高の価値を持っているという肯定的メッセージ
- 人間の現実、非常に弱いモノというリアティー
- 人間は、そのギャップを埋めるべく、弱さと誘惑を乗り越えて努力できるはずだという期待

---

---

---

---

---

---

---

---

## 聖書の御言葉はどうか？

- 人間は甚だ良い(創世記1:27)
- 人間は弱い(創世記3, サムエル記下11, マタイ26:14, 69)
- 神は人間に期待と希望を持っている(ルカ21:31, 使徒行伝1:8)
- 人間には言葉と知恵が与えられている(ヨハネ1:1, 箴言1:7)

憲法と聖書のメッセージは類似？

---

---

---

---

---

---

---

---

## 憲法をめぐる世の中の動き

### 改憲初期

- 1947年 日本国憲法施行
- 1950～51年 保安隊、サンフランシスコ平和条約
- 1954年 自衛隊発足
- 1955年 総選挙で憲法改正が焦点に。保守が3分の2の議席確保失敗
- 1960～1970年代 自衛隊の解釈改憲、海外派兵の禁止、自衛隊をめぐる憲法訴訟
- 1980～ バブル期。85年プラザ合意 企業の海外進出と日米ガイドライン

---

---

---

---

---

---

---

---

## 憲法をめぐる世の中の動き

- 1990年以降の改憲の動き
- グローバル化と軍事行動の要請
- アメリカの圧力(米軍再編と自由市場の拡大)
- 経済界からの要請(企業の海外展開)
- 新自由主義からの要請
- ネオナショナリズムの要請
- 自民党の悲願

---

---

---

---

---

---

---

---

## 憲法をめぐる世の中の動き

### 直近の政治の動き

- 2000.11 憲法調査推進議員連盟(自民党)
- 2004.11 自民党の改憲大綱
- 2005.4 経団連が改憲賛成の意見表明
- 9 衆議院に憲法調査特別委員会設置
- 11 自民党結党50年「新憲法草案」
- 2006.9 安倍政権誕生 改憲を政治課題に
- 2007.5 国民投票法成立

---

---

---

---

---

---

---

---

## 新しい憲法？～「自民党新憲法草案」

### 個人の尊厳の軽視

- 「公益」「公の秩序」(前文)
- 「愛情と責任感と気概」「責務」(前文)  
理想より「現実」
- 自衛軍の創設(9条の2)
- 地方切り捨て(94条の2)
- 裁判官の報酬の減額(79条5項)
- 国際協調主義の強調(前文)

---

---

---

---

---

---

---

---

## 新しい憲法？～「自民党新憲法草案」

### 過去の反省と平和への努力欠如

- 過去の戦争への言及無し(前文)
- 平和的生存権の削除(前文)  
議論の軽視
- 内閣総理大臣の権限強化(54条1項)
- 国会審議の定足数削除(56条2項)
- 憲法改正手続の簡易化(96条)

---

---

---

---

---

---

---

---

## 自民党の新憲法の狙い

- 国民を、「バラエティーに富んだ個人」より、「義務を負う均質的な愛国者」に変え
- 理想を捨てて「現実」に隷従して弱者切り捨て
- 過去を顧みることなく
- 議論(言葉と知恵)を軽視して
- 憲法を「国民に守らせるもの」へ変質させる

---

---

---

---

---

---

---

---

## 国民投票法って？

- 憲法改正の手続を定める
- 憲法審査会の設置
  - 運動規制
  - (教員と公務員の地位利用)
  - (有料広告の自由化と無料広告の限定)
  - 運動期間の制限(60日から180日)
  - 無効票、白票の排除(母体から除外)
  - 最低投票率なし

---

---

---

---

---

---

---

---

## その正体は？

- 国民投票で絶対勝つための法律
- ときの内閣の気分で改憲案を発議し
  - 反対意見を封じ込め
  - イメージ戦略で無党派層を取り込み
  - なるべく多くの国民に争点を知らせずに
  - なるべく少数の国民で賛否を決して
  - 違反者(市民運動をする人たち)を逮捕し
  - 憲法改正を実現する

---

---

---

---

---

---

---

---

## キリスト者として何が出来るか？

- 日々の生活に追われる毎日
- 神様と自分だけの関係で癒されたい
- 政治と日々の生活は直結しない
  
- 何をやっても駄目 今どきの人々
- 国籍は天にあり 現世は関係なし
  
- 信仰生活と政治・憲法は別

---

---

---

---

---

---

---

---

## 憲法や社会に関与しなければなら ないか？

- タラントンのたとえ(マタイ25:14)  
賜物を眠らせてはいけない
- 社会や他者と係わり続けたキリストの人生  
交わり続けなければならない
- 聖書の人間像をめざして
- なぜ小泉首相の靖国参拝に反対するのか？

---

---

---

---

---

---

---

---

## 今、社会で何が起きているのか？

- あらゆる領域における格差社会  
ネットカフェ難民、教育格差、階層の固定化
- VS(生存権:25条)  
戦争をして経済発展する国づくり  
海外(不安定領域)で戦える軍隊に
- VS(戦争放棄:9条2項)  
自由よりも安全、個人より国益  
日の丸、監視カメラ、靖国参拝
- VS(政教分離:20条3項、表現の自由21条1項)  
聖書は？キリスト者は？

---

---

---

---

---

---

---

---

## 今どきの人々はどんなひとか？

- (スピリチュアルに自分だけが)癒されたい
- (型あるものに)熱くなりたい
- (権力や現実には寛容だが)他人に不寛容
- (すっきりしたいから)吟味なく変化を求める
- (本当は自信ないけど見栄を張って)競争と格差を是とする

---

---

---

---

---

---

---

---

## キリスト者こそ交われる

- 心と思いを尽くし神を愛する(マルコ12:28)  
神に一切を委ねることによる癒し
- 見ずして信じるものは幸い(ヨハネ20:29)  
形ない唯一の神を信じる
- 罪のないものから石を(ヨハネ8:53)  
自分には他人を裁く資格がない
- 主を畏れることは知識のはじめ(箴言1:7)  
知恵と言葉で吟味する大切さ
- 弱いときにこそ強い(コリ:12:20) 強がらない
- それぞれが肢体(コリ:12:27)
- 他人と競争したりねたむ必要はない

---

---

---

---

---

---

---

---

## どのようにかかわっていけばよいか？

### 絶望禁止

- 昼も夜も叫び求めるやもめと裁判官(ルカ18:1)  
徹底的に人間のリアリティー(現実)に立つ
- 弱いときほど強い(コリ12:9)
- 正しい者は1人もいない(ロマ書3:9) 権力者も罪人。畏れることなく、高ぶることなく。弱さにつながっていく。

---

---

---

---

---

---

---

---

## どのようにかかわっていけばよいか？

気楽にやればよい

- 幼子のごとく(ルカ18:15)
- すでに世に勝っている(ヨハネ16:23)
- 成長する種のたとえ(マルコ4:26)  
数えて見よ主の恵み
- 「戦争を知らない子供たち」が国民の多数
- 祈りはきかれている。もう少し、あと少し。

---

---

---

---

---

---

---

---

The END

最後までお付き合い下さって、あ  
りがとうございました。

---

---

---

---

---

---

---

---